

「デイサービス 梅本の里」 重要事項説明書

ご契約者に対する通所介護サービスの提供にあたり、松山市条例に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は、以下のとおりです。

1 事業者の概要

法人の名称	社会福祉法人 松山紅梅会
主たる事業者の所在地	愛媛県松山市北梅本町1624番地1
代表者名	理事長 大野 輝男
電話番号	089-975-6985

2 事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービス 梅本の里
実施する事業の種類	通常規模型通所介護
指定番号	3870101593
所在地	松山市平井町1287番地
電話番号	089-997-7762
事業所の所長（管理者）	佐伯 誠治
指定年月日	平成12年3月17日
通常の事業の実施地域	松山市（旧北条市、島しょ部は除く）、東温市、伊予郡砥部町
利用定員	45名

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態にある者に対し、適正な通所介護サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活のお世話及び機能回復訓練等の援助を行います。

4 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。（介護予防・日常生活支援総合事業、共生型デイサービス梅本の里の職員を含む）

職員の職種	員数	職務内容
管理者	1名	事業所の職員の監理及びサービスの利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、事業所の職員に法令及びこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
生活相談員	2名	利用者及び家族からの相談やサービスの業務に従事、サービスの利用申込に係る調整の補助を行います。
介護職員	11名	日常生活上の世話又は支援等に当たります。
看護職員	3名	健康管理の業務に当たります。
機能訓練指導員	1名	機能訓練の実施に当たります。
運転手	3名	利用者の送迎に当たります。

5 営業時間（日常生活支援総合事業を含む）

営業日	月～土曜日・祝日も営業（但し1/1～1/3まで、休日とします。）
営業時間	8：30～17：30（送迎時間含む） ※但し契約者の希望により通常の営業時間外の居宅サービス計画が作成されている場合は上記の限りではありません。

6 サービスの概要

（１）介護保険給付サービス

以下のサービスについては、利用料金の9割、8割又は7割が介護保険から給付されます。

サービスの種類		サービスの内容
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
日常生活上の世話	入浴の提供及び介助	入浴又は清拭を行います。 入浴の際介助を要するご契約者に対して洗身、洗髪などの介助を行います。 身体状況により一般浴槽での入浴が困難な方も、中間浴槽、機械浴槽を使用しての入浴が可能です。
	食事介助	自力摂取が困難な契約者に対しては食事介助を行います。
	排泄介助	契約者の排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
若年性認知症利用者受入	若年性認知症利用者受入	若年性認知症（40歳から64歳まで）の利用者を対象に、その利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。

（２）介護保険給付外のサービス

以下のサービスについては、介護保険の適用外であり、一部のサービスについては料金を全額ご負担いただく場合があります。ただし料金の発生するサービスについて事業所は事前にご契約者に説明し、了承を得た上でサービスを提供するものとします。

サービスの種類	サービスの内容	利用料金
介護保険の限度額を超える通所介護サービス	・介護保険の限度額を超えるサービスについても居宅介護支援事業所と連絡調整の上、ご契約者のご相談に応じます。	介護報酬金額の全額をご負担いただきます。
娯楽	・各種レクリエーション ・囲碁・将棋・麻雀等の遊具 ・映画鑑賞・手作業等	・無料 ・但し手作業等で利用する物品等は実費相当額を負担して頂く場合があります。
行事	・初詣、お節句、敬老週間、そうめん流し、忘年会等の各種行事を行っています。	無料
食事の提供	・栄養並びに契約者の身体状況と嗜好を考慮した食事を提供します。	1食600円
送迎費用	通常の事業の実施地域以外の送迎費用	通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmあたり100円の交通費をご負担いただきます。
日用品費	紙パンツ L サイズ 67円 紙パンツ M サイズ 61円 尿取りパッド 22円	

7 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として利用者の負担割合（1割または2割又は3割）に応じた額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

① 通所介護利用料

所要時間 (1日あたり)	利用者の 要介護度	通所介護			
		基本利用料	利用者負担金	利用者負担金	利用者負担金
		※（注1）参照	（自己負担1割）	（自己負担2割）	（自己負担3割）
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,700円	370円	740円	1,110円
	要介護2	4,230円	423円	846円	1,269円
	要介護3	4,790円	479円	958円	1,437円
	要介護4	5,330円	533円	1,066円	1,599円
	要介護5	5,880円	588円	1,176円	1,764円
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,880円	388円	776円	1,164円
	要介護2	4,440円	444円	888円	1,332円
	要介護3	5,020円	502円	1,004円	1,506円
	要介護4	5,600円	560円	1,120円	1,680円
	要介護5	6,170円	617円	1,234円	1,851円
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,700円	570円	1,140円	1,710円
	要介護2	6,730円	673円	1,346円	2,019円
	要介護3	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護4	8,800円	880円	1,760円	2,640円
	要介護5	9,840円	984円	1,968円	2,952円
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,840円	584円	1,168円	1,752円
	要介護2	6,890円	689円	1,378円	2,067円
	要介護3	7,960円	796円	1,592円	2,388円
	要介護4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
	要介護5	10,080円	1,008円	2,016円	3,024円
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
	要介護2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	要介護4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
	要介護5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

（注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

②【加 算 １】

上記の【通所介護利用料】に加えて以下の加算料金が算定されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担 1割の場合)
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士の割合が常勤換算で70%以上又は勤続年数10年以上の介護福祉士が25%以上	220円	22円／回
入浴介助加算Ⅰ	利用者の入浴介助を行った場合 定期的に入浴技術向上研修を実施すること。	400円	40円／日
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	400円	40円／月
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施していると、市町村に届出をしている場合。	1ヶ月の 総単位の 9.9%	左記額の1割

(注) 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

③【加 算 ２】

上記の【加算１】以外に施設体制やご利用者の状況により、要件が満たされた時は下記の加算を算定する場合があります。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割 の場合)
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合。ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。	600円	60円／日
ADL維持等加算Ⅰ	一定期間内に事業所を利用した者のうち、ADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合。	300円	30円／月
ADL維持等加算Ⅱ	上記Ⅰの要件を満たした事業所において評価期間の終了後にもBarthel Indexを測定、報告した場合、(Ⅰ)(Ⅱ)は各月でいずれか一方のみ算定可	600円	60円／月
生活機能向上連携加算	通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをした場合。ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月。	2,000円	200円／月
認知症加算	当該加算の体制・人材要件を満たし、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して指定通所介護を行った場合。	600円	60円／日

④【減 算】

以下の要件に該当する場合、前記の基本サービス費から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	基本利用料	利用者負担
定員超過・人員欠如	利用者の数が利用者定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	1ヶ月総単位の70%	(自己負担1割の場合) 左記額の1割
送迎を行わない場合の減算	利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行わない場合(片道)	470円	47円 (利用者減算額)

高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合。	所定単位数×1%の減算
業務継続計画未策定減算	業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合。	所定単位数×1%の減算

8 利用料金の支払い方法

毎月20日頃までに前月分の請求書をお渡しします。お支払い方法は口座振替、銀行振込みとし、毎月月末（月末が金融機関休業日の時は翌日営業日）に振替させていただきます。翌月利用料金請求書送付時に領収書を発送します。

① 口座振替の場合

お取扱金融機関

伊予銀行・愛媛銀行・愛媛信用金庫・ゆうちょ銀行・松山市農協

口座振替手数料はかかりません。

② 銀行振込の場合

振込先の銀行口座

銀行名 愛媛信用金庫 平井支店 普通預金 87305 番

口座名義人 社会福祉法人 松山紅梅会

理事長 大野 輝男

振込み手数料は、ご負担下さい。

9 キャンセル料（正当な理由なく、事前の連絡がない場合）

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合は、キャンセル料として介護報酬の全額をいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良、怪我や身内の方の事故、病気等正当な理由がある場合はこの限りではありません。

10 苦情申し立て窓口 <別紙>1の通り

当事業所のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、お気軽にご相談ください。責任を持って調査、改善をさせていただきます。

事業所ご相談窓口 デイサービス梅本の里 管理者 佐伯 誠治	受付時間 平日 8:30～17:30 電話 089-997-7762 所在地 松山市平井町1287番地
松山市指導監査課	受付時間 平日 8:30～17:15 電話 089-948-6968 所在地 松山市二番町4丁目7番地2 松山市役所別館2F
愛媛県国民健康保険団体 連合会	受付時間 平日 8:30～17:15 電話 089-968-8700 所在地 松山市高岡町101-1
愛媛県福祉サービス運営 適正化委員会	受付時間 平日 9:00～12:00 13:00～16:30 電話 089-998-3477 所在地 松山市持田町3丁目8番15号

11 第三者評価の実施状況

第三者評価の実地状況（ 有・ 無 ）

12 緊急時の対応

通所介護サービス提供中に、契約者の体調急変など緊急の事態が発生した場合は、契約者の主治医または事業所の協力医療機関へ連絡し、医師の指示に従って必要な処置を行うとともに、以下の緊急連絡先へ迅速に連絡いたします。

ご契約者の主治医	氏名		
	所属医療機関の名称		
	所在地		
	電話番号		
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 誠士会 砥部病院	医療法人社団 永山内科・循環器内科
	所在地	伊予郡砥部町麻生 40-1	松山市北梅本町 666-2
	電話番号	089-957-5511	089-976-1788
緊急連絡先	氏名		
	住所		
	電話番号	— — (職場・携帯) — —	

1 3 事故発生時およびその他トラブルへの対応

事業者は、利用者に対する通所介護サービス提供により事故、その他トラブルが発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に、必要な処置を講じ、事故等の状況及び事故等の際にとった処置について記録します。

- (1) 利用にあたり、事業所は事故その他トラブルにおけるリスクの可能性について、利用者およびその家族に説明します。利用者または家族は、説明に対しての理解と同意をお願いします。＜別紙＞3
- (2) 事業所に重大な過失が認められる事故、その他トラブルについては、当該事業所は法的責任を負うものとします。ただし、適切な介助および支援を実施していたにもかかわらず発生した事故については、当該責任を負わないものとします。

1 4 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定し事業所の見やすい場所に掲示しております。

1 5 虐待の防止

事業者は、サービスを受けている利用者に虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するため管理者を担当者とします。

1 6 カスタマーハラスメントについて

当事業所は、すべての利用者に安心して介護サービスを利用いただくとともに、職員が安全かつ働きやすい環境を確保することを重要な責務としています。このため、利用者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合がありますものとしします。

- (1) カスタマーハラスメントに該当するおそれのある行為として、以下のようなものが挙げられます。
 - ・ 大声で叱責や威圧的な言動
 - ・ 暴言、暴力、物に当たる行為
 - ・ 人格を否定する発言、侮辱、差別的な言動
 - ・ 業務の範囲を超えた過度な要求
 - ・ 長時間にわたる執拗な要望やクレーム
 - ・ SNS 等を利用した誹謗中傷
 - ・ 職員のプライバシーを侵害する行為
 - ・ 他の利用者の安全や尊厳を損なう行為
- (2) 上記の行為が認められた場合、事業所は以下の対応を行うことがあります。
 - ・ 複数名で対応
 - ・ サービス提供方法の見直し
 - ・ サービス提供の一時中断
 - ・ 行為の改善を求める文書の交付
 - ・ サービス提供の継続が困難であると判断した場合の契約解除
- (3) 正当な意見・要望について
なお、介護サービスに関する正当なご意見、ご要望、苦情については、事業所は誠意をもって対応するものとしします。

1 7 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生等において、及び非常事態時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとしします。

事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとしします。

事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとしします。

1 8 感染症対策

事業者は、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（WEB 会議等クラウドサービスを活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回 以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 9 身体的拘束の禁止

身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

- (1) 原則として、ご利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前にご利用者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- (2) 身体拘束の適正化を図るための指針を整備し、委員会の定期的な開催、職員研修を定期的に実施します。

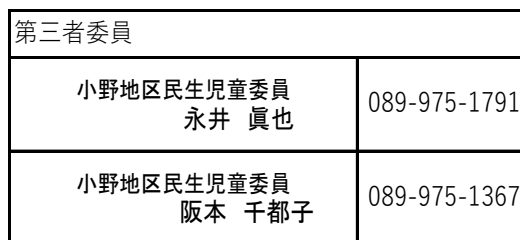
20 個人情報の取扱い

＜別紙＞2 の通り

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

苦情解決責任者 統括施設長 野本 浩二

受付時間 平日：8：30～17：30



<別紙>2

個人情報の使用に係る同意書

以下に定める条件のとおり、社会福祉法人松山紅梅会が、私および身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集することに同意します。

1. 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

2. 利用目的

(1) 梅本の里事業所内部での利用目的

ア.当事業所が利用者等に提供する介護サービス

イ.介護保険事務

ウ.介護サービスの利用にかかる当事業所の管理運営業務のうち次のもの

- ・入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者の介護・医療サービスの向上

オ.介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料、当事業所等において行われる学生・社会人等の実習への協力、当事業所において行われる事例研究及び研究発表、機関紙・ホームページへの掲載

(2) 他の介護事業者・病院等への情報提供を伴う利用目的

ア.当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち

- ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・その他の業務委託
- ・利用者の診察等に当たり、外部の医師の意見・助言を求める場合
- ・家族等への心身の状況説明

イ.介護保険事務のうち

- ・審査支払機関へのレセプトの提出
- ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答

ウ.損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

エ.外部監査機関への情報提供

(3) その他サービス提供で必要な場合

(4) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

3. 使用条件

(1) 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結前からサービス終了後においても、第三者に漏らさない。

(2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示する。

利用時のリスクおよびその他トラブルにおける同意書

本同意書は、サービスをご利用いただくにあたり想定されるリスクおよび注意事項についてご理解・ご確認いただき、適切かつ安全にご利用いただくことを目的とするものです。内容をご確認のうえ、同意いただきご利用くださいますようお願いいたします。

- 1 契約者の心身の状況に応じて誤嚥防止に必要な注意義務を尽くしてサービスを提供しますが、利用者の嚥下機能の低下、基礎疾患、体調変動等により誤嚥事故の発生を完全に防止することは困難であります。
- 2 事故が発生した際には、事業者は速やかに応急処置や医療機関への連絡等の必要な対応を行います。これらの対応の結果についても、事業者の故意または重大な過失が認められる場合を除き、事業者は責任を負わないものとします。
- 3 送迎サービスにおいて、契約者を自宅玄関または居室内まで安全に誘導し、引き渡しを完了した後に自宅内で発生した転倒等の事故については、事業者は責任を負いません。ただし、引き渡し時に明らかな危険が予見できたにもかかわらず、必要な配慮を怠った場合はこの限りではありません。
- 4 サービス従事者に対して身体に触れる、抱きしめる、性的な発言や写真を見せるなどのセクシュアルハラスメント行為、または個人情報を繰り返し聞き出す、つきまとうといった迷惑・ストーカー行為は固くお断りいたします。

上記に定める説明を受け、十分に理解し同意します。

本契約を証するため、契約者、事業者は署名又は記名押印のうえ本契約書を2通作成し、各1通保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業者の職員（職名 氏名）から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

私は、契約書、重要事項説明書の内容について説明を受け内容を理解し、同意しました。介護サービスの利用において、個人情報を用いることを同意し、本契約を申し込みます。

（契約者）

住 所

氏 名 印

電話番号（ ） -

（署名代行者）住 所

氏 名 印

電話番号（ ） -

署名代行した理由：（ ）

（家族代表者）

住 所

氏 名 印

電話番号（ ） -

（事業者）

当施設は、契約者の申し込みを受け、本契約に定める義務を誠実に履行します。

所 在 地 〒791-0243 松山市平井町1287番地

法 人 名 社会福祉法人 松山紅梅会

事業所名 デイサービス 梅本の里

代表者名 理事長 大野 輝男 印

電話番号（089）997-7762